

2009年度私費外国人留学生授業料補助の申請について

明治大学国際交流センター

私費外国人留学生に対する2009年度の授業料補助を下記の通り行います。申請期間を過ぎての提出は一切受けません。
記

- 以下のすべての手続きを必ず行って下さい。手続きを怠ると補助されません。 * 詳細は下記募集案内参照
1. 申請期間： 4月13日（月）～5月15日（金）窓口受付時間内（以下参照） * 書類交付も4月13日（月）から
2. 申請場所： 国際交流センター（詳細な場所については、2. 申請書類交付・受付場所を確認すること。）
3. 提出書類： 以下の書類（（3）、（4）は該当者のみ）を国際交流センターへ提出
- （1）明治大学私費外国人留学生授業料補助に係わる調査票（所定用紙）

（2）私費外国人留学生授業料補助業務に係る個人情報の取り扱いについて（所定用紙）

（3）外国人登録原票記載事項証明書（今年度未提出者のみ。更新中の者はパスポートの更新欄コピーを提出すること。）

（4）日本国内に経費支弁者がいる場合、その経費支弁者の「源泉徴収票」または「納税証明書」の写し

◇ 募 集 案 内 ◇

1. 申請書類交付・申請期間：
2009年4月13日（月）～ 5月15日（金）窓口受付時間内（以下参照） * 提出期限を過ぎた場合は受理しません。
2. 申請書類交付・受付場所：
■国際交流センター（駿河台）月曜日～金曜日 9:00～17:00（11:30～12:30を除く）、土曜日 8:30～12:00
■国際交流センター（和泉）月曜日～金曜日 9:00～17:00（11:30～12:30を除く）のみ
■生田教育運営グループ 月曜日～金曜日 8:30～16:30 のみ
3. 申請書類： * 書類に不備がある場合は対象から除外します。記入漏れ等のないように気をつけてください。
（1）2009年度明治大学私費外国人留学生授業料補助に係わる調査票（所定用紙）
（2）私費外国人留学生授業料補助業務に係る個人情報の取り扱いについて（所定用紙）
（3）外国人登録原票記載事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。右上余白に学部・研究科、学年を記入して下さい。）
* 新入生で入学時に提出済みの者、及び今年度提出済みの者については必要ありません。ただし提出後に在留期間が更新された者、住所変更があった者等は再度提出してください。
* 在留期間がきれていないこと。更新中の者はパスポートの更新欄のコピーを提出して下さい。（右上余白に名前を記入。）
なお、更新完了後、すみやかに証明書を提出すること。
（4）源泉徴収票または納税証明書の写し（日本国内に経費支弁者がいる場合のみ、経費支弁者名義の書類を提出すること）
4. 対象者：
（1）私費外国人留学生で在留資格が「留学」である者。（「留学」へ変更中の者も含む）
（2）今年度原級、在籍原級、留籍、及び休学中の者（予定者も含む）、今年度除籍・除籍取消を行った者は除く。
上記（1）、（2）を満たす者で、
（3）前年度の成績評価係数が学部 1.50 以上、大学院 1.80 以上である者（算出方法は以下参照）。ただし学部生で前年度修得単位数 20 単位未満の者は除く。
（なお、前年度に休学等の理由で前年度成績が無い学生については、国際交流センターで面接等を実施し経済状況等の事情により採否を決定する。詳細は対象申請者に別途通知する。）
（4）新入生（大学院、学部）は全員対象とする。

★前年度成績評価係数算出方法（参考）★

成 績 評 価				
パターン1	S・A（100～80点）	B（79～70点）	C（69～60点）	F（59～0点）
パターン2	A・B（100～80点）	C（79～70点）	D（69～60点）	F（59～0点）
パターン3	優	良	可	不可
評価ポイント	3	2	1	0

（「評価ポイント3の単位数」×3）＋（「評価ポイント2の単位数」×2）＋（「評価ポイント1の単位数」×1）＋（「評価ポイント0の単位数」×0）

総 登 録 単 位 数（前年度に登録した単位数）※評価ポイントのつく単位総数。

5. 補助の実施方法：
9月下旬頃、後期分の振込用紙を送付する際、授業料補助額を差し引いた額の振込用紙を送付する。

- *注意事項*
- （1）申請者全員が授業料補助の対象になるとは限りません。申請者の中で、非対象者へは5月下旬に通知致します。
- （2）補助額は授業料（学費の中の「授業料」のみ）の30%を上限とする。補助額については決定次第（7月上旬頃）、国際交流センター掲示板、及びHPでお知らせします。
- （3）学費（前期分）を納入していない者は、補助の対象からはずされる場合がある。